

令和6年 第5回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年5月 8日					
3. 開催通知の期日	令和6年5月 8日					
4. 招集期日	令和6年5月30日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	欠	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美知子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和6年度新規就農者調査について

活動記録等について

2024年度「農業委員・推進委員等の公務災害補償制度」加入について

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等の見方について

<開会>

会長代理 ご苦労さまです。ただいまから令和6年第5回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の欠席者ですが、湯本幸作委員より欠席との連絡をいただいております。

それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。

先日、5月27日に松本市のキッセイ文化ホールで長野県農業会議が開かれました。農業委員会の会長と、事務局が出席ということで、2人で行ってまいりました。どんな話があったかといいますと、まず農業新聞を農業委員の方全員に取っていただけると非常にうれしいと、こういう話でございました。なかなか私も取ってはいるのですが、こんなことを言っただけでは何ですが、開けないで積んであるみたいな状況もあるのですが、一生懸命農業新聞を作っておられる方もいらっしゃいますので、できるだけ取っていない方は取っていただきたいと思います。それから、もう一つは農業者年金の加入についても力を入れているということで話がありました。

ほかに、今日の議題の中で多少話があるかと思いますが、農地見守り活動の報告書ですか、記録簿、それから農業委員会活動記録簿、こちらの活動状況を必ず書いて出していきたい、これが農業委員会に対する補助金の関係にも関係しているというような話でございました。話自体はそのほかにもあったのですが、それが今、私の頭に残っている議題でございます。

皆さんも農業委員になってご苦労様でございますが、ぜひひとつご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を佐藤会長よりよろしく願いします。

<議事録署名委員の選任>

議長 それでは、議事録署名委員ですが、今回は

5番 佐藤和彦 委員

6番 藤浦忠広 委員

お願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1 ページ目をご覧ください。報告第 1 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、今月は 3 件です。
1 件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇他 4 筆、現況地目、畑、現況面積 8, 5 6 6 平米、農地のあっせん希望はございません。
2 件目、3 件目について、農地所有者は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇ー〇他 1 筆と大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、ともに畑、現況面積 3 2 4 平米と 4 1 平米、あっせんの希望はともにございませぬ。
以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。
(2) 報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 2 ページをお願いします。報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、今月 4 件です。
1 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、田、面積 8 2 7 平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。
2 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇他 2 筆、現況地目、畑、合計面積 3, 3 2 7 平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が耕作できなくなり第三者へ貸借するためとなります。
3 件目、所在地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積 1, 6 5 6 平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が耕作できなくなったためとなります。
4 件目、所在地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、田、面積 6 5 2. 7 5 平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ所有権移転するためとなります。
以上 4 件、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。
(3) 議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 3 ページをお願いします。議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月 3 件です。
1 件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積 2 9 2 平米、耕作面積ゼロ、家族総数 1、稼働人員ゼロ、受人は〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに 7 0 9 平米、家族総数 2、稼働人員 2、申請地は大字平穩字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、雑種地、面積 2 9 2 平米、契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては、自宅に隣接している農地のため

譲り受け、野菜の作付をされるとのことです。位置図を12ページ、公図を13ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約90メートルほど北東に位置する農地となります。

2件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇、所有面積1万5,910平米、耕作面積1万7,754平米、家族総数1、稼働人員1、受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積3,967平米、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇他9筆、現況地目、畑と田、合計面積1万5,910平米、契約内容は売買で、価格は100万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、桃、リンゴ等の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を14ページから16ページ、公図を17ページから23ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約140メートルほど南西に位置する農地ほかとなります。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに8,165平米、家族総数3、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万5,064平米、家族総数5、稼働人員4、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,003平米、契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を24ページ、公図を25ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇のあたりより約310メートルほど北西に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、補足説明をお願いいたします。
1番の案件については、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんは、今までこの畑を〇〇さんに借りてもらっていましたが、高齢のために返されても管理ができないことから、話し合っただけで〇〇さんに贈与をすることになりました。〇〇さんは、この畑が自宅に隣接していることもあり、これからも引き続き野菜を作られるということで、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件につきまして、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇さんにつきましては、4年ぐらい前に、買われたわけですが、実際に農業がなかなか難しく、うまくできないということで、その土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんが引き受けてやるということです。2人でやっていて、お母さんも一生懸命手伝っているもので大丈夫だと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明、2番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。

賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ということで可決いたします。

3番の案件に入る前に、本人の案件がありますので、月岡委員、一時退席をお願いいたします。(月岡委員退室)

それでは、3番の案件、補足説明をお願いいたします。関委員、お願いいたします。

関委員 申請の畑ですが、〇〇さんが労力不足のためしばらく耕作ができていなかったようです。隣が〇〇さんの畑で、今まで草刈り等を〇〇さんが頼まれて管理されてきました。今後、〇〇さんはリンゴの栽培をするということです。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
補足説明に対して、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。(月岡委員入室)

月岡委員、可決となりましたのでお願いいたします。

(4) 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。議案第16号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規設定が5件、再設定が6件の計11件です。
1件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積1,882平米、利用権の種類は使用貸借権で、5年の設定でシャクヤクの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。
2件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積491.43平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の新規設定となります。
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字神戸2356-10、現況地目、畑、面積2,085平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウとプラムの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。
4件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字屋敷添900-1、現況地目、畑、面積1,624平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の新規設定となります。
5件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積2,247平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は物納、米で新規設定となります。
6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積3,342平米、利用権の種類は賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万5,000円の再設定となります。
7件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇、設定す

る農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇－〇、字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、合計面積3,306平米、利用権の種類は使用貸借権と賃借権で、5年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は、〇〇の農地は無償で、〇〇の農地は全体で1万5,000円の再設定となります。

8件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積2,019平米、利用権の種類は賃借権で、7か月の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。

9件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、字〇〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、合計面積が2,041平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり5,000円の新規設定となります。

10件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、田、面積1,696平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は全体で4万円の再設定となります。

11件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積2,385平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。

以上11件につきまして、承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件から補足説明をお願いいたします。小林委員、お願いいたします。

小林委員 〇〇さんですが、〇〇さんが労力不足のため誰か作れる人がいないかと探したところ、〇〇の〇〇〇〇の方が檀原さんを探してくれました。〇〇さんという方は旦那さんが〇〇〇の会社を経営されていて、〇さんはその会社の従業員として勤めているという形態で、畑は主に旦那さんと2人でやるんですけども、忙しくなったときは1人か2人お願いして作業するということになっています。年齢も問題がないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

1番の案件に質問のある方、挙手願ひます。(なし)
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願ひます。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 先ほど〇〇さんの説明をしたわけですが、新規就農ということで農地を探していたところ、推進委員の藤浦さんの紹介で〇〇さんの土地をお借りすることになりましたので、問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

2番の案件に質問のある方、挙手願ひます。
小古井さん、お願ひします。

小古井委員 先ほど売買ということで案件がありましたが、新規就農で一応有機栽培の装置を買われて、果たして全部管理できるものなのですかねと思うんです。

齊藤委員 その点につきましては、面積が1.5ヘクタールちょっとですけども、実際1年生のりんごを植えたばかりで、何も収入がないためそれまで成木園地を借りて生計を立てようということでやっていますので、問題ないと思います。

議長 よろしいでしょうか。ほかに質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。(なし)
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決といたします。
それでは、3番の案件について、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 ○○○さんの案件ですが、再設定ということで、今まではブドウ、プラムを栽培されていたわけですが、引き続き栽培するという事です。今までもしっかり管理されておりましたので、これからも問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
3番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、4番の案件につきまして、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 ○○さんは○○にお住まいですけども、耕作している場所が○○地区にあります。○○○○さんにつきましては、体のほうを壊しまして、いろいろ借りて耕作していただいている方を探していたところ○○さんがリンゴを敷地に植えられているということで話がまとまりました。現在就農して5年目で、リンゴをやっているということで、この間、私が見たら草刈りとかも行っているいろいろなやっていますので、特段問題ないと思います。○○と若いということでありまして、問題ないと思いますので承認のほうをよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
4番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので採決に移ります。賛成の方の挙手を願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
5番の案件について、福井委員、お願いいたします。

福井委員 ○○さんなのですけども、今まで○○さんの農地を借りていた人が高齢でもうやっつけられないということで、○○さんが借り手を探していたところ、そばの規模拡大を考えていた○○さんに声をかけ、話がまとまりました。新規ですけども、認定農業者でありますので問題はないと思います。よろしくお願います。

議長 ありがとうございます。
5番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
6番の案件について、湯本浩委員より、補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 ○○さんは、引き続きこの畑を借りてリンゴを作られるということで、今までもしっかりやってこられたので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
6番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
7番の案件について、小古井委員より、補足説明をお願いいたします。

小古井委員 湯本委員が欠席ということで代わりに説明をさせていただきますけれども、私は○○さんも○○さんも会ったことないので知りませんが、聞くところ何年目かの再設定ということで、今までは何も問題がなかったようですので、継続してもいいのではないかと思います、ちょっと無責任ですけども、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
7番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
8番の案件について、月岡委員より、補足説明をお願いいたします。

月岡委員 ○○○○さんですが、今までブドウを借りていた場所、○○さんのお宅なのですが、一旦お返ししたのですが、息子さんが今度ブドウ作りをやる予定なのですが、まだ栽培技術がよく分からないということで、○○○○さんがもう1年借りて、息子さんと一緒に教えながら栽培するというのでありますので、今年いっぱい再設定です。問題ないと思いますが、よろしくお願いします。

議 長 私、ちょっと聞いてよろしいでしょうか。
期間が7か月と事務局から説明があったのですが、その後は何か考えているのでしょうか。

月岡委員 その後は、○○さんのお宅の息子さんが、自分のうちの畑なので栽培を続けていくということでもあります。

議 長 ○○さんの息子さんがご自分でやる、その間だけお貸しするということでしょうか。

月岡委員 7か月間一緒にブドウを作って、○○さんが○○さんのところのブドウを教えながら作るという話です。

議 長 分かりました。ありがとうございました。
ほかに質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員の賛成で可決といたします。
9番の案件について、齊藤委員より、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、訳あって農業ができない状態になりましたので、隣接している○

○さんが、遊休荒廃地になっていたこの土地を何とか再生かけて、リンゴを作ってやろうと今頑張っておりますので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
9番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
なければ、採決に入ります。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員の賛成で可決といたします。
10番の案件について、藤浦委員、補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 ○○さんは、主にブドウとリンゴを中心に栽培している方ですが、○○さんができないので、何とかやってくれということ去年から頼まれて始めたわけなのですが、どこかに誰か借りてくれる人がいつ現れてもいいように、今年もやるのですけれども1年の設定ということで契約したということです。問題なく栽培しておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
10番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
なければ、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員の賛成で可決といたします。
11番の案件について、富澤委員から補足説明をお願いいたします。

富澤委員 ○○さんなのですが、続けて再設定ということで報告がありましたので、承認のほうをよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
11番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
なければ、採決をいたします。賛成の方、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員の賛成で可決といたします。
議事につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

会長代理 佐藤会長、議事進行ありがとうございました。

<その他> 令和6年度新規就農者調査について
活動記録等について
2024年度「農業委員・推進委員等の公務災害補償制度」加入について
利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等の見方について

会長代理 以上をもちまして第5回定例総会を閉会といたします。ご苦勞さまでした。

閉会 午後 5時35分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
